

令和7年第1回定例会

## 経済文教常任委員会記録

令和7年3月11日（火）於 防災会議室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時23分

### ○出席委員（6名）

4番 三 浦 行 委員      6番 工 藤 賢 生 委員      8番 樋 川 篤 子 委員  
14番 畑 山 聡 委員      21番 蒔 苗 博 英 委員      23番 石 岡 千 鶴 子 委員

### ○出席理事者（5名）

商 工 部 長    中 村    工                      産 業 育 成 課 長    太 田 尚 亨  
教 育 部 長    成 田 正 彦                      中 央 公 民 館 長    中 川 元 伸  
教 育 総 務 課 長    高 谷 由 美 子

### ○出席事務局職員（2名）

次 長 補 佐    高 屋    憲                      書                      記    田 村 宣 樹

—————↑—————◁▷—————↑—————

【午前10時00分 開会】

○委員長（石岡千鶴子委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。議案審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

議案第31号 弘前市伝統産業会館条例の一部を改正する条例案

議案第37号 指定管理者の指定についての議決の一部変更について

---

○委員長（石岡千鶴子委員） まず、議案第31号弘前市伝統産業会館条例の一部を改正する条例案及び議案第37号指定管理者の指定についての議決の一部変更についての以上2件は関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第31号及び第37号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（中村 工） 議案第31号及び第37号について一括して御説明申し上げます。

資料をもって御説明いたしますので、配付資料1を御覧願います。

まず、議案第31号弘前市伝統産業会館条例の一部を改正する条例案は、弘前市伝統産業会館の旧ワークトーク弘前への移転により、所要の改正をするものであります。

概要について御説明申し上げますので、配付資料2の新旧対照表も併せて御覧願います。

改正内容につきまして、①弘前市伝統産業会館の位置の変更といたしまして、第2条の表中の位置を「弘前市大字清野袋三丁目8番地5」に改めるものであります。

次に、②有料施設の使用に係る規定の新設は、同一の者による有料施設の使用について、多くの方に使用していただきたいとの趣旨から、第7条において連続使用に係る日数制限を設けるものであります。

新旧対照表の3ページ左側の第7条を御覧願います。

連続使用の日数につきましては、5日を超えない期間としておりますが、括弧書きで「規則で定める者が規則で定める目的で工房を使用する場合は、規則で定める期間」と規定しております。これは、工芸品・クラフト製作を行う場合、ある程度長い期間を要することを考慮するものでありまして、工芸品・クラフト製作をなりわいとする者が工房を使用する場合は、5日を超えない期間を想定していることによるものであります。

なお、具体的な規定につきましては、当該会館の管理運営規則で定めることになります。

配付資料1にお戻り願います。

その他、第8条に、有料施設での特別な設備の設置及び特殊な物品の使用について、市長の承認を要する規定を設けるものであります。

次に、③指定管理制度の見直しは、伝統産業会館の管理について、第15条で指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定し、これに伴い、使用の申込先及び許可権者等について、これまで指定管理者だったものを市長とするものであります。

また、利用料金制の廃止に伴い、改正前の条例第12条第3項を削り、使用料は市の収入とするものであります。

次に、④有料施設使用料の見直しは、移転後の貸館施設に対応した使用料について、施設全体の維持費用等を考慮し、新旧対照表の6ページ左側、別表のとおり設定しております。また、使用料の減免規定を第12条に加えるものであります。

そのほか、字句を改めるなど所要の改正をするものであります。

なお、附則として、この条例は令和8年1月1日から施行いたしますが、準備行為等につきましては、施行日前においても行うことができる旨を規定しております。

続きまして、議案第37号指定管理者の指定についての議決の一部変更についてであります。

こちらは、配付資料3の新旧対照表も併せて御覧願います。

議案第31号で御説明申し上げましたとおり、当該会館が旧ワークトーク弘前へ移転することにより、現在ある会館は令和7年12月31日をもって閉館となることから、令和5年12月19日に議案第128号で議決いただきました指定管理者の指定についての3、指定の期間の期限を令和7年12月31日に変更するものであります。

議案第31号及び第37号の説明は、以上であります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 議案第31号及び第37号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 二つ質疑します。

指定管理者はどうなるのか。

また、条例の新旧対照表を見ますと、「利用」が「使用」に変わっています。これはどういうことかお伺いします。

○産業育成課長（太田尚亨） まず、指定管理者はどうなるのかということでございますけれども、施設の場所や指定管理の内容が変わることから、指定管理者の選定を改めて実施しまして、その後、弘前市指定管理者選定等審議会及び議会の議決を経て新たに決定することとなりますけれども、現在の指定管理者であります弘前市伝統産業会館管理運営委員会は伝統産業に従事する人材で組織されておりまして、市の政策であり施設の目的でもあります伝統産業振興の推進に向けて市と綿密な連携を図りながら施設の管理運営ができるものと考えておりますので、市といたしましては、引き続き施設の管理運営を弘前市伝統産業会館管理運営委員会にやっていただきたいというふうに考えてございます。

二つ目の質疑、条例中の「利用」を「使用」に改正することについてでございます。

こちらは、市が所有する施設において完全利用料金制または一部利用料金制が採用されている場合につきましては、条例の中で「利用」という言葉を使うこととしております。今回、伝統産業会館におきましては、利用料金制を廃止するということから、「利用」という言葉を「使用」に改正するというところでございます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第31号及び第37号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第31号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第32号 弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第32号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第32号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案について御説

明をいたします。

提案理由は、石川小・中学校等複合施設の整備に伴い、8月1日から供用開始する弘前市立石川公民館の位置を変更するとともに施設の使用料を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

配付しております弘前市立公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧願います。

左側が改正後、右側が改正前となります。

条例第2条第1項第2号の表ですが、改正後の石川公民館の位置は、弘前市大字石川字庄司川添19番地1、複合施設内にある石川小学校、石川中学校、石川出張所、石川児童館と同じとなります。

その下の別表2、地区公民館施設使用料は、改正前は大研修室など五つの貸室がありましたが、改正後は三つの貸室となり、面積を基に積算し、集会室1は1時間230円、集会室2は1時間140円、和室は1時間150円となります。

なお、この条例案の施行期日は令和7年8月1日となります。

説明は以上となります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（工藤賢生委員） 第3条の使用料のところなのだけれども、面積に応じた単価ということであるけれども、例えば集会所であれば平米当たりの単価という認識でいいのかな。平米当たり何ぼと決まっているのか。

○中央公民館長（中川元伸） 単価の考え方は、市内には12の地区公民館があるのですけれども、そのうちの東目屋、清水、堀越、千年、船沢、新和の6館の使用料の平均単価が平米当たり3.15円となっております。この3.15円を石川公民館の部屋の面積に乗じて計算しております。

○6番（工藤賢生委員） ということは、東目屋とかその辺も、単価は同じということの理解でいいですか。

○中央公民館長（中川元伸） 同じとなっております。これは、以前に公民館の施設使用料というのは無料のところが多かったのですけれども、昭和59年に公民館を更新していくときに、今後は公民館の料金というのはどこの館も共通にしていきたいと思いますという考え方の下に設定した金額となっております。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

## 議案第45号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（石岡千鶴子委員） 最後に、議案第45号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第45号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、青森県職員に係る給与制度の整備に準じ、教育関係職員の給料表を改定するなど、所要の改正を行うものです。

本案の改正内容は、2点ございます。

1点目は、法改正により、育児のための時間外勤務の制限等について改正をするものであります。

資料1、新旧対照表を御覧ください。

2ページ目、第19条第2項の改正は、子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合において、正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に拡大しようとするものであります。

次に、3ページ目、新設する第22条の2及び第22条の3を御覧ください。

こちらは、仕事と介護の両立支援に係る規定を新設するもので、介護の必要を申し出た職員への両立支援制度の個別周知や意向確認、介護に直面する前の早い段階での職員への制度に関する情報提供、制度を利用しやすい勤務環境の整備について規定するものです。

新旧対照表のその他の改正部分につきましては、法律の規定に合わせ、子や親の用語の範囲を明確化するなど、所要の整理をする改正内容となります。

2点目は、給与制度のアップデートに係る給料表の改定であります。

給与制度のアップデートについては、人事院勧告において、人材確保、組織パフォーマンスの向上、ワークスタイル・ライフスタイルの多様化への対応といった人事管理上の課題に対応するために、基本給及び諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する措置内容が勧告されたものであります。本条例の適用を受ける職員は教育委員会の指導主事等であり、当該職員の給与は県職員に準じていることから、青森県職員に係る給与制度の整備に伴い、所要の改正をするものです。

なお、本条例においては、給料表の改定のみで、諸手当については「県費負担教職員の例による」と規定されているため、改正を要しないものであります。

本条例の施行期日は令和7年4月1日となります。

資料2の給与制度のアップデートに係る給料表の改定の具体的な内容につきまして、引き続き教育総務課長から御説明させていただきます。

○教育総務課長（高谷由美子） それでは、給料表の改定の具体的な内容について御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

資料の左半分が教育職給料表(1)、右半分が教育職給料表(2)となっており、それぞれについて左側が改正後の給料表、右側が改正前の給料表となっております。なお、教育職給料表(1)は高等学校の教諭等から指導主事となった職員に、教育職給料表(2)は小学校・中学校の教諭等から指導主事となった職員及び幼児こどもの指導員等に適用される給料表となります。

具体的な改定の内容といたしましては、教育職給料表(1)の学校の教頭相当の2級及び校長相当の3級の1号から16号、教育職給料表(2)の教頭相当の3級の1号から12号、校長相当の4級の1号から16号をカットして、それぞれの初号の額を引き上げる、色つきの部分をそのまま上のほうにスライドさせるといった改定内容となっております。管理職の重い職責を反映した給料水準とするとともに、昇格時に給料が大きく上がる仕組みとしたものであります。

次に、資料3を御覧ください。

改定後の給料表への切替えについては、改正条例案の附則別表に当てはめて行いますが、資料3にその具体例を二つ示しております。

例1は、給料表のカットされる3級の1号から12号及び4級の1号から16号が適用されていた場合の例となります。例えば、オレンジの色がついている改定前に3級5号の33万2200円が適用されていた職員は、改定後は3級1号の34万8700円が適用されることとなり、給料月額は1万6500円の引上げとなります。

例2は、給料表のカットされる号給以外の号給、資料3の色がついている号給が適用されていた場合の例となります。青の色がついている改定前に3級21号の36万200円が適用されていた職員は、改定後は3級9号が適用されることとなり、給料月額は36万200円で同額となります。

なお、現在在籍している職員で、例1に該当して給料月額が引上げとなる職員はおりません。説明は以上となります。

○委員長(石岡千鶴子委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○21番(蒔苗博英委員) よく分からないのだけれども、給料のことだからあれですけども、3級、4級のところが、いわゆる1号から12号、まず、ここに当てはまる人はいるのですか。

○教育総務課長(高谷由美子) 今現在、市にいる教育関係職員で、このカットされる部分に該当する方はおりません。

○21番(蒔苗博英委員) ということは、いわゆる管理職に昇格した場合に給料をどっと上げるというような形で理解してよろしいですか。

○教育総務課長(高谷由美子) そのような理解でよろしいと思います。早期に、若いうちに教頭、校長に上がった方がこの適用を受けるということになります。

○委員長(石岡千鶴子委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石岡千鶴子委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石岡千鶴子委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時23分 散会】